平成２３年７月８日
経済部観光振興監決定
平成２４年８月１日一部改正
平成２７年４月１日一部改正
令和　３年４月１日一部改正
令和　７年４月１日一部改正

北海道アウトドア優良事業者認定要領

第１　趣旨

この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱（以下「要綱」という。）第２の５の（２）の規定に基づき、北海道アウトドア優良事業者（以下「優良事業者」という。）の認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項を定める。

第２　優良事業者の認定の区分

優良事業者の認定は、別表に定める分野に区分して行う。

第３　優良事業者の認定

１　認定審査

⑴ 優良事業者の認定審査は、要綱第３の１に規定する北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）が実施するものとし、優良事業者の認定を受けようとする事業者（以下「事業者」という。）は、業務センターの定めるところにより、申請するものとする。

⑵ 優良事業者の認定審査の標準は、別に定める。

⑶ 業務センターは、この要領に定めるところにより、認定審査基準及び認定審査要領を定め、知事の承認を得るものとする。

２　審査合格証の交付

⑴ 業務センターは、事業者から認定審査に係る申請があったときは、必要により現地調査を行った上で審査を行い、認定審査基準に適合すると認めたときは、別に定めるところにより審査合格証を交付するとともに、北海道アウトドア優良事業者認定審査合格者名簿（別記第１号様式）に登載するものとする。

⑵ 業務センターは、（１）の合格者を北海道アウトドア優良事業者認定審査合格者報告書（別記第２号様式）により、知事に報告するものとする。

⑶ 審査合格証の有効期限

審査合格証の有効期限は、合格決定の日から３ヶ月を経過した月の末日までとする。

３　認定の申請

⑴ 認定審査に合格した事業者は、北海道アウトドア優良事業者認定申請書（別記第３号様式。以下「認定申請書」という。）に審査合格証の写しを添えて、業務センターに提出し、認定を申請することができる。

⑵ 前項の規定により、認定申請書等の提出を受けた業務センターは、必要書類や

認定の要件を満たしていることなどを確認の上、知事に進達するものとする。

4　事業者の認定

(1) 知事は、認定申請書等の進達があったときは、必要書類の確認・審査を行い、認定審査に合格し、かつ、過去に優良事業者の認定が取り消されたことがない事業者を優良事業者として認定し、北海道アウトドア優良事業者認定証（別記第４号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、北海道アウトドア優良事業者認定名簿（別記第５号様式）に登載する。

(2) 知事は、前項による認定を行わないときは、その理由を付して当該事業者に通知するものとする。

(3) 知事は、業務センターに認定に係る審査の結果について通知するものとする。

5　認定の公表

知事は、４の(１)の規定により優良事業者として認定を行ったときは、次に掲げる項目を道のインターネット上のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(1) 認定の年月日及び分野名

(2) 優良事業者として認定した事業者（以下「認定優良事業者」という。）の名称及び所在地

6　認定証の書換え、再交付

認定優良事業者は、名称を変更したとき、又は認定証を滅失し、若しくは損傷したときは、北海道アウトドア優良事業者認定証書換え・再交付申請書（別記第６号様式）を知事に提出し、認定証の書換え又は再交付を受けることができる。

第４　認定の更新

1　認定の有効期限

認定の有効期限は、認定の日から１年を経過した日以後の最初の３月３１日までとし、１年ごとに更新の申請をすることができるものとする。

なお、有効期限の異なる複数の分野区分に係る優良事業者の認定を受けている場合であって、認定優良事業者が当該優良事業者の認定を同時に更新することを希望するときは、当該優良事業者の認定のうち有効期限が最も早い時期となっているものを基準に、同時に更新することができるものとする。

2　更新の期限

認定の更新については、認定の有効期限を過ぎて１年を経過しない場合において認めることができるものとする。この場合の有効期限は、定められた期限内に更新を行った場合の有効期限と同じ期限とする。

3　更新の申請

１の規定に基づき、認定の更新を行おうとする認定優良事業者は、指定する期日までに、北海道アウトドア優良事業者更新申請書（別記第７号様式。以下「更新申請書」という。）に業務センターが別に定める書類を添えて、業務センターに提出するものとし、更新申請書の提出を受けた業務センターは、必要書類や認定審査基準を満たしていることの確認を行った上で、知事に進達するものとする。

4　更新の認定

知事は、更新申請書等の進達があったとき、必要書類の確認等を行い、適正と認

められる場合に、認定証を交付する。

第５　認定証の掲示

認定優良事業者は、認定証、ガイド資格取得者の配置基準、ガイド資格取得者の資格取得証書、顔写真等を顧客の見やすい場所または、当該事業者のウェブサイト上に掲示することとする。

第６　認定の廃止

１　認定優良事業者は、認定審査基準を満たすことができなくなったとき又は廃業等により認定を継続できなくなったときは、北海道アウトドア優良事業者廃止届（別記第８号様式）に認定証を添えて、知事に届け出るものとする。

２　知事は、前項の規定により、廃止届の提出及び認定証の返納を受けたときは、優良事業者認定名簿、道のインターネット上のホームページ等から当該事業者を削除し、業務センターに認定の廃止があった旨通知するものとする。

第７　認定の取り消し

１　知事は、認定優良事業者において認定登録基準に適合しないと認める事由が生じたとき、事業を行うに当たり重大な法令違反や過失により事故を起こしたとき、苦情処理への対応等必要なサービスの改善が図られないと認められるときその他優良事業者として認定を継続することが困難と認められるときは、当該認定を取り消すことができるものとする。

２　知事は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該事業者にその旨通知するとともに、必要に応じ事情を聴取するものとする。

３　知事は、１の規定により認定を取り消したときは、当該事業者にその旨を通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。

第８　認定審査の手数料等

１　認定審査手数料等

認定審査手数料等の額は、業務センターが定めるものとし、その定めた金額を知事に報告するものとする。

２　認定証交付手数料等

認定証の交付を伴う認定の申請及び更新並びに認定証の書換え及び再交付に要する手数料は、北海道経済部手数料条例（平成１２年北海道条例第１５号）第２条の規定に基づき、同条例の別表に定める額に相当する額面の北海道収入証紙を北海道収入証紙貼付用紙（別記第９号様式）に貼付して道に納付するものとする。

第９　苦情の報告

認定優良事業者は、安全の確保に関する行為・言動又は自然環境に著しい負荷を及ぼす旨の苦情を受け付けたときは、知事に報告するものとする。

第 10　事故の報告

認定優良事業者は、事業又は業務の遂行上、死亡事故など重大な事故を生ぜしめた

場合には、速やかに知事に報告するものとする。

第 11　調査

知事は、優良事業者の適正な認定を確保するために必要と認めるときは、優良事業者に随時報告を求め、実地について調査することができるものとする。実地についての調査に当たっては、相手方との見解・認識に齟齬が生じない場合には、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことができるものとする。

第 12　書類の保存

業務センターは、認定審査の申請書等にあっては、３年保存し、又は知事若しくは知事の指定する者に引き継ぐものとする。

第 13　その他

この要領に定めるもののほか、優良事業者の認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要領は、平成２３年７月８日から施行する。

２　この要領の施行の日の前日において、現に北海道アウトドア資格制度実施要綱（平成２１年３月３１日付け経済部参事監決定）第５条に規定する運営団体として指定されていた団体（以下「運営団体」という。）から交付を受けている北海道アウトドア資格制度優良事業者登録証書については、その有効期限内において有効であるものとし、この要領に定める認定証と同様に取り扱うものとする。

３　運営団体から受けた優良事業者としての認定登録の有効期限が平成２３年３月３１日までで、知事が業務センターを初めて認定した日（以下「業務センター認定日」という。）以降においても当該認定登録の更新を行っていない事業者については、第４の規定にかかわらず、北海道アウトドア資格制度優良事業者認定登録実施要領（平成２１年７月北海道体験観光推進協議会会長決定）に規定する認定登録更新の例により優良事業者の認定を更新することができるものとする。この場合において優良事業者の認定の更新は、業務センターが行うものとし、附則第２項中「の前日において、現に北海アウトドア資格制度実施要綱（平成２１年４月１日付け経済部参事監決定）第５条に規定する運営団体として指定されていた団体（以下「運営団体」という。）」とあるのは、「以降において、現に業務センター」とする。

４　業務センター認定日から平成２５年３月３１日までの間に限り、第４の６中「又は認定証を滅失し、若しくは損傷した」とあるのは、「、認定証を滅失し、若しくは損傷したとき又はその他の事情があるとき」とする。

附　則（平成２４年７月１２日経済部観光振興監決定）

この要領の一部改正は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１２日経済部観光振興監決定）

この要領の一部改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１２日経済部観光振興監決定）
この要領の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日経済部観光振興監決定）
この要領の一部改正は、令和７年４月１日から施行する。

別表　優良事業者の認定分野

分　　野	内　　容
山岳	ガイド（サービス）行為に対する対価を受けて、利用者を山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行うことを業とするもの
自然	ガイド（サービス）行為に対する対価を受けて、主に登山道や遊歩道を使用して、利用者に対し、自然の案内及び解説を行うことを業とするもの
カヌー	ガイド（サービス）行為に対する対価を受けて、カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川や湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行うことを業とするもの
ラフティング	ガイド（サービス）行為に対する対価を受けて、ラフトボートを使用して、利用者を河川に案内することを業とするもの
トレイルライディング	ガイド（サービス）行為に対する対価を受けて、馬を使用して、利用者を自然の中へ案内することを業とするもの

別記第１号様式

北海道アウトドア優良事業者認定審査合格者名簿

（ふりがな） 事業者名	代表者名	所在地	TEL e-mail	合格決定 年　月　日	認定審査合格区分	有効期限	備考
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					
		〒					

別記第２号様式

北海道アウトドア優良事業者認定審査合格者報告書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　様

資格制度業務センター

代表者職・氏名　　印

次のとおり北海道アウトドア優良事業者認定審査の合格者を報告します。

事業者名	代表者名	所在地	認定審査合格分野	有効期限
				令和　年　月　日
				令和　年　月　日
				令和　年　月　日
				令和　年　月　日

別記第３号様式

北海道アウトドア優良事業者認定申請書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　　様

申請事業者の所在地

申請者名（機関の名称及び代表者の役職、氏名）

印

北海道アウトドア優良事業者として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

１　認定を受けようとする分野名（複数分野の認定を受けようとする場合は列記すること）

２　連絡先（担当者氏名、電話）

※　審査合格証の写しを添付すること

別記第４号様式

北海道アウトドア
優良事業者認定証

事　業　者　名

認　定　番　号

認　定　分　野

有　効　期　限　　令和　年（　　年）　月　日

北海道アウトドア優良事業者
として認定します

令和　　年（　　年）　月　　日

北海道知事　　氏　　名　　印

別記第５号様式

北海道アウトドア優良事業者認定名簿

事業者名	代表者名	所在地	TEL e-mail	認　定　状　況				備考
				分 野	番 号	取得年月日	有効期限	
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						

別記第６号様式

北海道アウトドア優良事業者認定証書換え・再交付申請書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　　様

申請事業者の所在地

申請者名（機関の名称及び代表者の役職、氏名）

印

北海道アウトドア優良事業者認定証の（ 書換え ・ 再交付 ）を受けたいので、次のとおり申請します。

記

１　認定番号　　第　　号

２　認定年月日

３　認定分野名

４　変更内容（※ 書換えの場合）

・旧事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・新事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　再交付理由（※ 再交付の場合）

別記第７号様式

北海道アウトドア優良事業者更新申請書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　様

申請事業者の所在地

申請者名（機関の名称及び代表者の役職、氏名）

印

北海道アウトドア優良事業者認定要領の４の（３）の規定に基づき、北海道アウトドア優良事業者の認定を更新したいので申請します。

記

１　認 定 番 号　　第　　号

２　認定年月日

３　認定分野名

別記第８号様式

北海道アウトドア優良事業者廃止届

令和　　年　　月　　日

北海道知事　様

申請事業者の所在地

申請者名（機関の名称及び代表者の役職、氏名）

印

北海道アウトドア優良事業者認定要領の６の（１）の規定に基づき、次のとおり認定を廃止するので、届け出ます。

記

１　認 定 番 号　　第　　号

２　認定年月日

３　認定分野名

４　認定の廃止事由

（※例：認定基準等を満たさなくなったため、事業を廃止したためなど）

別記第９号様式

北 海 道 収 入 証 紙 貼 付 用 紙

※ 北海道収入証紙を重ならないように貼付してください。

貼　付　欄	
事 項	1　手数料の名称 2　貼 付 金 額　　円 3　その他の事項

令和　　年　　月　　日　申請

申請者　　住　所

氏　名